

2016 年 5 月 24 日

宮城県警察本部
本部長 中尾 克彦様

仙台市議選・選挙カー審査ミスに対する抗議文

全国フェミニスト議員連盟

共同代表 皆川りうこ（東京都国分寺市議会議員）
共同代表 会津 素子（千葉県成田市議会議員）
事務局 小磯妙子（神奈川県茅ヶ崎市議会議員）
茅ヶ崎市鶴が台 14-5-202 T/F 0467-52-6731

私たち全国フェミニスト議員連盟は、女性の政治参画を推進するために 1992 年から活動を続けている、市民と議員による団体です。

さる 2015 年 7 月 24 日告示、8 月 2 日投開票の仙台市議会議員選挙において、太白選挙区から立候補した社民党新人のいのまた由美氏が、宮城県警察（以下、県警）のミスで告示直後の約 2 日間、選挙カーを使えず、予定されていた選挙運動を十分に行うことができませんでした。いのまた氏は、87 票差の次点で落選したことで、選挙運動ならびに支援に専念できれば当選できたのではとの無念の思いがあります。

このように選挙期間の序盤の週末に選挙カーを使用できなかったことは、候補者ならびに関係者に他大な不利益を与え、その精神的苦痛ははかり知れないものです。公職選挙法を運用している県警の重大な選挙妨害にほかなりません。断固として抗議いたします。

いのまた氏らは宮城県に対し、損害賠償と慰謝料の支払いを求め、仙台地裁に提訴しました。

県警が重ねたいくつものミス、選挙カー再審査にあたり、担当者が改訂後の執務資料ではなく、改訂前の執務資料に固執して回答をしていたこと。他県で選挙カーとして使用できたことを申告したにもかかわらず、何ら調査もせず威圧的に許可申請を取り下げたこと。再度の許可申請の受付時間の問い合わせに対し、誤った受付時間の回答を教示したこと。さらに、ミス発覚後、管理職による謝罪があったものの、再度の申し入れの回答では、決定権がない者を単身で「選挙妨害の意図はなかった」と釈明に来させたことなどは、許されるものではありません。

私たちは、その他の自治体選挙においても、女性、新人、若者などに対し、公的機関を含め、差別的な対応がなされているという訴えを耳にしております。このことは公明正大に行われるべき選挙にあってはならないことです。

県警においては、ことの重大さを真摯に受け止め、関係者の処分に留まらず、さらに差別的な意識や対応がなかったのかを検証し、再発防止について、組織として対策を講ずるよう求めます。

また、県警を所管する宮城県に対し、公正な選挙実施のため、今回提訴に対する真摯な対応を求めます。